

公益財団法人福岡よかトピア国際交流財団運営事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 公益財団法人福岡よかトピア国際交流財団運営事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、この要綱の定めるところによるもののほか、福岡市補助金交付規則(昭和44年福岡市規則第35号。以下「規則」という。)による。

(目的)

第2条 産学官及び市民で設立された公益財団法人福岡よかトピア国際交流財団は、アジアに開かれた福岡の歴史、文化、その他の特性を生かした国際交流を促進する活動を行うことにより、市民一人ひとりが多様性を認め合いながら国際的な相互理解を深める多文化共生社会の実現に寄与し、もって、地域の発展などを目的として、各種事業を実施している。この地域の国際化の推進母体であるという特性を生かした事業に対して補助することは、地域一体となった福岡市の国際化を推進することにつながるため、補助金を交付することとし、この要綱により、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付対象(以下、「補助対象事業等」という。))は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 前条の目的のために財団が実施する次に掲げる事業費
 - ア 市民の国際交流を促進する事業
 - イ 在住外国人及び外国人学生を支援する事業
 - ウ グローバル人材を育成する事業
 - エ その他、市長が必要と認める事業
- (2) 財団の管理運営経費

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、別表に定めるところによる。

(補助金交付の申請)

第5条 財団は、補助金の交付を受けようとするときは、補助事業を行う年度の4月1日までに規則第4条の規定による申請書を提出しなければならない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額については、補助対象事業等の実施に必要な補助対象経費のうち、次の各号に掲げる財団の収入で賄う経費を除き、予算の範囲内で市長が定めるものとする。

- (1) 資産から生ずる収入
- (2) 他団体の補助金及び負担金
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄附金品

(5) 前各号に掲げる収入のほか、市長が特に認めるもの

(補助金の交付時期)

第7条 市長は、補助金の交付を決定したときは、財団の事業計画に基づき、市長が必要と認める額を、財団に交付するものとする。

(間接補助金を交付する基準及び間接補助事業の成果を審査する基準①)

第8条 財団が国際交流活動助成において間接補助金を交付する場合は、次の各号に定める交付基準・審査基準に基づいた交付を実施すること。

(1) 間接補助金交付の対象となる事業は、次のものとする。

- ア 福岡都市圏において実施され、市民の国際交流・国際理解・国際協力等に寄与し、かつ広く一般市民が参加できる事業で、次のいずれかに該当するもの
 - (ア) 市民と外国人との相互理解を促進する交流事業
 - (イ) 市民の国際理解の促進を目的とする講演会、シンポジウム、外国文化理解講座等の事業
 - (ウ) 在住外国人を支援する事業
 - (エ) 国際協力を行う事業、または国際協力の人材育成や理解促進等国際協力に寄与する事業

イ 海外において実施される市民の国際交流・国際理解・国際協力等に寄与する事業で広く市民を対象とするもの又は現地の市民と広く交流が行われる事業

ウ その他市長が福岡都市圏の国際化に資すると認める事業

(2) 助成金の額は、一般型は助成対象経費の2分の1以内で、1件あたり30万円を限度とする。チャレンジ応援型は助成対象経費の8割以内で、1件あたり10万円以内を限度とする。ただし、食糧費、人件費その他の団体を運営する経費は助成対象としない。

(3) 財団は、交付先団体において実施される間接補助事業について、以下の書類に基づき、その成果を審査すること。

- ア 事業計画書
- イ 事業実績報告書
- ウ 事業の経過又は成果を証する書類及び写真等
- エ 事業収支予算書
- オ 収支決算書及び領収書のコピー等
- カ 交付先団体の概要書
- キ 交付先団体の前年度の活動実績
- ク 交付先団体の前年度の収支計算書

(間接補助金を交付する基準及び間接補助事業の成果を審査する基準②)

第9条 財団が国際交流活動人材育成助成において間接補助金を交付する場合は、次の各号に定める交付基準・審査基準に基づいた交付を実施すること。

(1) 間接補助金交付の対象となる経費は、交付先団体の運営従事者が、当該団体の発展または目的達成のために必要とする講座・セミナー・研修会等を受講する場合の受講費用、

交通費、宿泊費とする。ただし、次に該当するものは対象外とする。

ア 当該団体が主催する講座等を受講する場合

イ 講座等の開催地が福岡都市圏内の場合の交通費・宿泊費

(2) 間接補助金の額は、助成対象経費の全額とし、1 団体あたり当該年度の助成額は2万円を限度とする。

(3) 財団は、交付先団体において実施される間接補助事業について、以下の書類に基づき、その成果を審査すること。

ア 受講した講座等の主催者・内容・受講料が確認できる書類

イ 受講報告書

ウ 受講した講座等の主催者による受講を証明する書類(受講票、受付票等)の原本及びコピー

エ 助成対象経費の領収書の原本及びコピー

オ 交付先団体の概要書

カ 交付先団体の前年度の活動実績

キ 交付先団体の前年度の収支計算書

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年3月30日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱は、平成22年度に交付する財団法人福岡国際交流協会運営事業補助金から適用する。

(期間)

3 この要綱は、平成29年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年9月3日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱は、平成24年9月に交付する公益財団法人福岡国際交流協会運営事業補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱は、平成25年度に交付する公益財団法人福岡国際交流協会運営事業補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年3月31日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱は、平成26年度に交付する公益財団法人福岡よかトピア国際交流財団運営事業補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱は、平成27年度に交付する公益財団法人福岡よかトピア国際交流財団運営事業補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱は、平成28年度に交付する公益財団法人福岡よかトピア国際交流財団運営事業補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、平成33年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

(別表)

補助対象事業	補助対象経費
市民の国際交流を促進する事業	会議費 旅費交通費 通信運搬費 消耗什器備品費 消耗品費
在住外国人及び外国人学生を支援する事業	修繕費 印刷製本費 光熱水料費 賃借料 保険料 諸謝金
グローバル人材を育成する事業	租税公課 支払負担金 支払助成金 委託費 雑費 役員報酬 (※) 給与手当 (※)
管理運営費	退職給付費用 (※) 臨時雇賃金 (※) 福利厚生費 (※) ※ただし、福岡市からの派遣職員にかかる経費を除く。
その他、市長が必要と認める事業	市長が特に必要と認める経費